

教育実習生に対する学校保健の指導の実際と問題点

藤 田 喜 久 子

I はじめに

島根大学教育学部附属中学校である本校は、大事な任務の一つとして、「学部の計画に従って学生の教育実習（観察、参加、及び実習）の実施に当たること」という項がある。これに従って、大学で学んだことを教育現場で、実地訓練するために毎年、春と秋に多くの学生が「教育実習生」としてやってくる。その中の、春期（前期）の実習生約120～130名（中学課程、養護学校課程、特別教科（音楽）課程、特別教科（体育）課程）に、「指導講話」の形で学校保健の一部分を指導している。教育実習生は、この期間中に学んだことを基盤にし、任地の教育現場で研鑽と経験を重ねながら、教師として大成していくのであるから、たとえ短期間の実習であっても、その意義は大きい。しかし、学校保健に関しては、どの程度の理解と意識づけをもって現場に出るのか、と考えたとき、はなはだ心もとないものを感じると同時に、教育実習時に行う指導の有り様に、工夫が必要であったことを、反省しているところである。

平成5年から、全面実施される新教育課程には、改善の大きなねらいが、4つ示されているが、その第一に、「豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ること」が挙げられている。これは、教育基本法の第一条の、教育の目的である「心身ともに健康な国民の育成」と一致している。これはまた、学校保健の目的とも一致しているものである。しかし、現代社会には、心身の健康を阻害する要因が非常に多く、家庭でも、学校においても十分な配慮が必要となってきた。

特に学校では、学習する場であることから、生徒に、健康、安全に関する知的理解を身につけさせる責任と、集団生活に伴なう伝染病、その他の疾病の予防と、個々の健康の保持増進をはかる手だてを講じなければならない。更に、心の豊かさ、学習効果の向上を念頭においた環境の整備・美化に努めなければならないが、これは、管理者であるとか、校務分掌の担当者であるとかに関係なく、生徒の教育に全責任をもつ、という見地から、教師であれば、みんなが担当しなければならないことだと考える。これらのことを、学校現場で実践しようとする際、教師は、学校保健についての知識をかなりもっていなければならないことは確かである。

ところが、この学校保健が、教育の内容としてとり上げられるようになったのは、第二次大戦の後であり、それまでの学校衛生の歴史が長く、対症療法的発想の学校保健であったことが、いつまでも影響し、なかなか積極的に健康を求める努力をするなどの意識が定着しないし、ほっておいても何とかなる、という曖昧さもあり、また、学問の体系がすっきり確立されていないなどの点から大学においても、保健体育専攻で、保健科教育を学ぶ学生ですら興味が薄いようであり、ましてや授業を受けていない一般の学生にはわからないことばかりであろうと推測される。

教育実習の場を提供する附属学校の指導者として、学校保健の、教育と管理の面を、できるだけ

理解しやすく、また現実的な面に焦点を合わせた指導を考え、生徒の教育に全責任をもっている教師が、当然健康についても責任を持つべきであることを自覚させたいと思い、このテーマをとり上げた。

Ⅱ 教育実習の内容

1. 教育実習の目標

本校は、教育実習の目標として、次の3点を挙げている。

- (1) 教育作用の全般的な理解を深めると共に、教師としての基礎的な知識、技能を修得させる。
- (2) 教師としての自覚を促し、教育者としての使命感をもたせる。
- (3) 学部において修得した教育理論を教育実習において再構成すると共に、新しい研究課題を発見させる。

2. 実習要領と指導計画の概要

本校の教育実習生の、実習要領と実習計画の概要は次の通りである。

実 習 要 領

- (1) 実習項目 教科指導、道徳指導、特別活動、学級経営、教職勤務、その他。
- (2) 授業時数 教科は4時間以上、別に道徳、学活を加える。
- (3) 他校実習 特音・特体課程は、実習期間中に1日だけ協力高校において参観ならびに実習を行う。
- (4) 提出物 実習記録、学習指導案綴、生徒観察記録、その他教科によって研究物または製作物。(実習記録簿は評価後、大学をとおして、本人に返却する)

指導計画の概要

過程	第 1 週	第 1 ・ 2 週	第 3 週	第 4 週
実習期主 のな 行 事	<ul style="list-style-type: none"> ○就任式 ○学級配当 ○指導講話 ○示範授業 ○附中オリエンテーション 	<ul style="list-style-type: none"> ○諸行事諸活動への観察、参加 ○教科指導への観察、参加 ○教科・道徳・特活等研究授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○全日実習 ○他校実習 	<ul style="list-style-type: none"> ○視察授業 ○反省会 ○退任式
実習過程 の 主 な 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ◎実習についての概要と意義を理解し、心構えをかためる。 ・実習全般の意義と目標、方法を理解し、自らの体勢心構えをつくる。 ・中学校教育活動の概要にふれ所属環境になれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎中学生の学習および生活の指導に関する基本的な知識、技能を習得させる。 ・指導準備の手順 ・教官の補助的作業から次第に自分の授業への移行 ・指導案の作成 ・学習指導案を理解し、ひとりで作成できるようにする。 ・教科外領域への着目 ・自分の研究課題の発見と研究手順 ・研究授業、研究会のもち方、討議の進め方 ・生徒理解の方法・技術について研究する(観察、教育、調査等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎中学生の学習や生活について自らの創意を加味し実習に生かすよう心がける。 ・実態に即した指導展開 ・学級経営のあり方の理解と指導 ・全日実習における指導 ・指導における個別化と能力差への対応 ・生徒相互の人間関係の観察と対応、指導、処置等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎教育実習の成果を反省し、将来への展望に資する。 ・教師としての使命 ・自己の資質への反省と課題

この指導計画にあるように、学校保健指導は、第1週の「指導講話」の中の1時間を当てて行うことになっている。

Ⅲ 本校が行っている保健指導の実際

1. 保健講話……春期実習生は人数の関係で、A Bの2班に別かれて実習するが、指導講話は同時に行い、実習第一日目の就任式のあとに行う。

- (1) 導入（講話の導入として、次の四点から話を進めている。）

ア、学生である皆さんは、小学校、中学校、高等学校と進んで現在に至っているのであるから、毎年、レントゲン撮影だ、予防接種だ、検診だといわれ、また保健の授業などで、いろいろなことを学び、こういうことが学校保健なんだ、という感じは持っていると思う。これは、皆さんがずっと指導され、保護されて、今までやってきたということである。いわゆる受身の立場にいるということである。しかし、教師になったら、生徒を指導し、保護してやる立場に変わるのでという自覚を、しっかりもってもらいたいと思う。

イ、生徒を保護し、教育する立場として、教師は何をしなければならないかという、まず常時、継続的な健康観察が必要である。廊下で、教室で、集会時に、という継続的な観察によって顔色が悪い、表情がおかしい、様子を変だ、という小さな変化でも素早く発見することができ、処置をすることができる。また、この観察は、身体的な変化だけではなく、心の動きも容易に気付くことがある。次に教師は、学校管理下の生徒の生命、安全の責任をもたねばならない。更に、学習の効果を高めるために快適な環境作りと、環境衛生に気をつけることも必要である。

ウ、そのためには、教師は健康、安全、傷病、環境、などについての或る程度の知識をもつ事と、処置ができるようになるのが望ましい。教育実習期間中に、事例が多くあるので、生徒と同じ時限で「大丈夫？」と大騒ぎするのではなく、教師として生徒に不安を与えないようにするにはどうしたらよいか、自分の恐怖や、心配を押えて、生徒に対処するという訓練をしてほしい。

今頃は、新任で僻地に赴任し、自分一人で判断し、行動することも多い。また担任になると、担任の健康観や、対応の仕方などが、生徒に与える影響は大きいので、個人の見解よりも教師の立場での判断と、指導ができるようにならなければいけないと思う。

エ、学校現場では、学校保健に関する行事や、環境整備や、環境美化などについての仕事が多くあるが、自分がその担当者ではない、という無関心な態度はいけない。自分も教員として当然やらねばならないこととして協力してもらいたいと思う。

- (2) 学校保健とは

ア、学校保健には、保健教育と保健管理の二面がある。教育の方は、生徒が将来にわたって自分の健康を保持、増進させることができる自主的能力を養わせることであり、これは保健の教科や、関連教科の理科、家庭科、社会科などの授業で健康や環境、家庭生活などのことについて学習し、知識や生活習慣を身につける。また、学活や、学校内での、いろいろな機会

に、集団や個人的に指導を受けて、自分自身が健康な生活を送ることができるように仕向けてやるのである。一方、管理の面は、生徒の健康、安全について他律的に保護してやらねばならない。定期、臨時の健康診断や環境整備、環境衛生に気を配り、生命、安全、学習向上の保障をしてやらねばならない。

イ、学校保健の法的根拠は、昭和33年4月に「学校保健法」が制定され、健康診断の時期、項目、基準、実施方法などが決められた。これによって全国一斉に同じ条件で行われることになり、統計的価値も上がり、また、全国の児童生徒達が等しく、健康、安全に関する恩恵を受けられるようになった。健康診断は、6月30日までに行う事になっており、実施は、教育課程の学校行事（健康、安全的行事）の中に位置づけられている。この、学校保健法が制定されるに至った根拠は、逆のほれば日本国憲法に至ることになる。

※日本国憲法（昭和21年）第25条……すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活をいとむ権利を有する。

※教育基本法（昭和22年）第1条……教育の終極目標は、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

※学校教育法（昭和22年）第12条……学校においては、別に法律に定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康増進を図るために、健康診断を行ない、その他、保健に必要な措置を講じなければならない。

※学校保健法（昭和33年）……学校教育法でいう「別の法律」とは、この学校保健法である。

◎文部省設置法・第11条……学校保健とは、学校における保健教育及び、保健管理をいう。

(3) わが国の学校保健の特色

ア、主管部局が文部省、教育委員会など、教育部局であり、保健教育は、学習指導要領により、保健管理は、学校保健法により実施されること。

イ、養護教諭という職種が学校に配置され、教育に基礎を置いた保健管理、保健指導が行われていること。

ウ、保健教育が、人文科学系の保健体育の教科で行われていること。（自然科学、医学分野で行われている国が多い。）

(4) わが国の学校保健の推移

ア、現在の学校保健は、戦後、法的根拠に裏付けられて確立したもののだが、戦前にはこれが全くなかったのかというと、そうではなく、現在行われているような管理指導は戦前にも、戦中にもかなり真剣に行われていた。しかし、これは絶えず戦争の過中にあったわが国が、強い国民と、兵隊を欲していたし、女性は強い兵隊になる丈夫な子を生むために、という考えのもとに、栄養、衛生、伝染病予防、体力増進などについて実践や、指導が加えられていた。今、考えてみると、これはいわゆる富国強兵の思想によって国策として行われていたように思う。しかし、戦後は、国民一人ひとりの幸せのために、国民の権利として健康について学び、他律的な保護を受けている。

イ、明治時代の、学校制度が制定された頃には、生活の貧困からくる栄養失調が原因で、身体

教育実習生に対する学校保健の指導の実際と問題点

虚弱、結核、衛生状態の悪さからくるトラホーム、皮膚病、伝染病などの治療に追われていた学校保健が、国の繁栄に伴う生活の向上や、医学のめざましい発展などによって様変わりしてきた。

ウ、現在の学校現場は、時代の変化と共に細菌性の疾患は少なくなったが、それに代る次のようなことがらが増え、問題になっている。

- 喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性疾患などの増加。
- B型肝炎、エイズなどの問題があり、ゴム手袋使用、予防接種も一人ずつ使い捨て注射器を使用、プライバシーの尊重と、他生徒への感染防止。
- 運動不足や、生活の中で筋肉、関節を鍛える場面が少なくなり捻挫、骨折、腰痛、肩こりの増加。
- 肥満、拒食傾向による極端なやせ（精神的要素大）好きなものばかり食べるための、栄養失調。
- 偏食、運動不足、ストレスなどからくる若年性の成人病の増加。
- 脊柱側彎、視力異常、う歯、足の親指の爪の陥入症などの増加。
- 腸チフス、ポリオなどの予防接種がなくなった代りに、若年出産による障害児の出生を予防するために中学2年女子全員に無料で風疹の予防接種が実施される。性教育の必要性も考慮すべき。
- 精神的弱さが見られ、不登校傾向、精神不安定、集団不適應、心身症などの増加。
- 生活リズムが夜型に移行し、慢性寝不足、朝食不摂取、遅刻、落ち着きがない、忘れものの増加。
- 生活体験不足で、病气、けがなどの予測が不得手であり、思いがけない事故が起きる。

(5) 本校の学校保健の内容（保健教育を除く）

本校は、学校保健に関する職務を、校務分掌の保健部が担当している。その内容は別紙プリントを参考にしてもらいたいと思うが、これは年間の保健・安全計画によって運営されている。心身の健康に関する相談活動も、教育活動の一環であるとの考えで「教育相談」として隔月に精神科校医による相談が行われている。環境衛生・清掃活動については、本校はとても大切なことと考えており、清掃時間は全教官で監督指導し、学級活動などでもその意義や、掃除の仕方などを話し合っている。学校給食について本校は、牛乳給食のみ行っている。完全給食の目的や意義も十分理解できるが、本校は思春期の一番大切な時期に、親とのきずなを保ち、手づくり弁当の味わいを知るという意味で、全員弁当持参している。学校管理下で起ったけがや、それが原因の疾病については、学校が責任をもたねばならない。学校が、という事は生徒の生命・安全・学習向上の責任をもつ教師の責任であるとされているのである。日頃から安全点検、環境整備、指導に万全を期さねばならないが不幸にして傷病が発生した場合は、日本体育、健康センター（旧学校安全会・のち健康会）に災害報告をすると共に、医療費の請求手続をする。特に本校は通学圏が広く、乗り物通学生が多いため、登下校時の安全に気を遣っており、自転車通学生のヘルメット着用については厳しく指導している。ヘルメットのおかげで助かったと

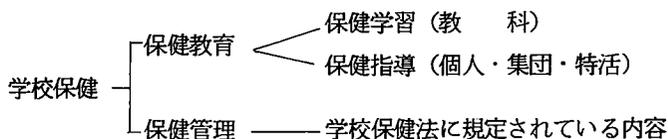
いう事故も毎年数件ずつある。今まで述べてきた事は、保健部が計画し、他の分掌の協力を得実践は全教官でやっているが、学校を挙げて取り組むことや、全校生徒の意識を高めねばならない場合には、生徒保健委員会に問題提起し生徒達自身に考えさせる。決定した事については自分達のしなければならぬ事として受けとめ、活動が盛り上がる場合が多い。生徒活動に期待するためには良いリーダーを育て、生徒会組織を活発にする必要がある。この教育実習期間中に定期健康診断が連日のように行われる。できるだけ多く参加して今まで与えられ、保護されるだけだった皆さんが、教師になったらどうしなければならぬか、ということが少しだけ見えてくると思う。生徒の並ばせ方、黙らせ方、記録の仕方など、教壇に立って教えるのと同じくらい重要なことが沢山含まれていると思う。腕をこまねいて眺めているだけではもったいない。また気分の悪い子、けがをした子などに、どう対応したらよいかを考え、そして実際に処置などもやってみて、学校現場を実感してもらいたい。

2. 保健講話の裏づけ

学校保健講話 (資料)

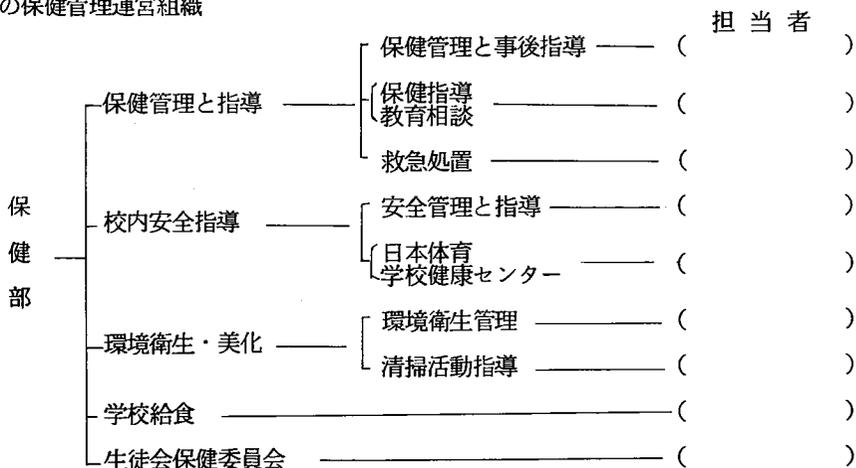
島根大学教育学部附属中学校

1. 学校保健とは



- ・保健教育 — 将来にわたる健康保持の自主的能力を養わせる
- ・保健管理 — 児童生徒の健康を他律的に保護する

2. 本校の保健管理運営組織



3. 健康管理と指導

(1) 生徒の健康管理

- ・学校教育法12条—学校においては、別に法律で定めるところにより学生、生徒、児童及び幼児

教育実習生に対する学校保健の指導の実際と問題点.

並びに職員の健康の保持増進を図るために健康診断を行ない、その他保健に関する措置を講じなければならない。

- ・学校保健法1条—この法律は、学校における保健管理に関し必要な事項を定め児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑なる実施とその成果の確保に資することを目的とする。

ア、学校保健計画の作成実施—学校においては児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康診断その他の保健に関する事項について計画をたてこれを実施しなければならない。

(法2条)

イ、学校環境衛生—学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行ない清潔を保つ等環境衛生の維持につとめ必要に応じてその改善を図らなければならない。

(法3条)

ウ、健康診断 —学校においては、毎学年定期に児童、生徒、学生及び幼児の健康診断を行わなければならない。(法6条) 定期の健康診断は毎年4月～6月の間に行なうものとする。臨時の健康診断は学校の必要があるとき臨時に児童、生徒学生及び幼児の健康診断を行うものとする。例えば伝染病または食中毒の発生したとき、風水害等により伝染病の発生のおそれがあるとき、夏期における休業の直前直後、卒業のときなど。就学時の健康診断は市町村教育委員会により就学時に行なう。

※健康診断票 学校保健法施行令により進学校に送付し最終学校で5年間保存しなければならない。

身長、体重、胸囲、座高、背柱、胸郭、疾病異常の有無、視力、色覚、眼疾、耳鼻咽喉疾患、皮ふ、歯の疾病異常、結核、心臓の異常、検尿の結果、寄生虫卵(省略してもよい)その他を書く

※結果からの措置 疾病の予防、医療の指示、予防接種、療養、作業運動の軽減停止、対外競技、修学旅行の制限、等家庭との連携を密にして適切な措置を行なう。

エ、健康相談(教育相談)—学校においては、児童生徒学生及び幼児の健康相談を行うものとする。(法11条)

オ、伝染病予防 —学校長による出校停止(法12条) 設置者による臨時休業(法3条) 伝染病の種類、出席停止の期間、出席停止の報告、伝染病予防措置(施行令、施行規則)

カ、保健室 —健康診断、健康相談、保健指導、救急処置を行うために保健室をおく。

(法19条)

キ、その他 —生徒保健委員会、学校保健委員会の活動

(2) 職員の健康診断

- ・学校教育法8条 学校の設置者は毎学年定期に学校職員の健康診断を行わなければならない。

(3) 関係職員とその役割

- ア、学校医（内科・精神科）学校歯科医、学校薬剤師—学校における保健管理に関する専門的事項について技術及び指導に従事する。
- イ、養護教諭 —児童生徒の養護を掌る。小、中、高並びに盲、ろう、養護学校に養護教諭をおく。（法28条）
- ウ、保健主事 —小学校においては保健主事を置くものとする。（学校教育法施行規則22条の4）中、高、盲、ろう、養護学校は22条の4の規定を準用する。学校保健計画作成の中心となりまた計画に基づく活動の推進にあたる。
- エ、一般教員 —全教員が各教科の領域指導、校務分掌の推行にあたって目的達成のため協力する。
- オ、学級担任 —生徒の健康状態のは握、心身の健康の保持増進のため周到な健康観察と適切な指導ときめこまかい配慮が望まれる。保護者との連絡協力、学習環境の快適を維持改善する熱意が欲しい。

4. 学校安全

(1) 安全教育

次の事項についての必要な知識、理解、習慣、態度、技能を身につける。

人間の生命の尊厳性、生活における安全の重要性、安全生活とその実践、事故災害の現状と原因、家庭学校職場などの事故とその防止、交通事故とその防止、火災その他の災害の防止、安全関係法規とその励行、救急処置と家庭救急薬品の整備。

(2) 安全管理

児童生徒などの災害を防止し、その生命の安全を図る。教科指導（理、保体、技家）特別活動（修学旅行、遠足）休業中の諸行事、水泳指導、部活動など周到な準備、計画、配慮が望まれる。学校管理下における災害の医療等精求事務。

5. 学校給食

学校給食の目標に食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。（給食法2条）

望ましい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成と心身の健全な発達に資すること（学級指導）学校給食に伴う危害は、伝染病と食中毒が主であるが施設設備はもちろん原料の購入調理配食の各部分についての十分な配慮が必要。

6. 環境衛生と美化

(1) 学校環境衛生の目的

ア、生徒を疾病、傷害から守る イ、生徒の成長発達を促進する ウ、生徒の学習能率を向上させる エ、清潔で美しく愉快に生活する

(2) 学校環境の維持改善

ア、照度及び照明 イ、騒音 ウ、教室内の換気 エ、机、いす等の整備 オ、飲料水、用水 カ、手洗場便所等の管理

(3) 学校の清潔

学校環境の清潔は、伝染病の予防はもちろん学習能率の向上清潔感の助長上重要である。学校

の教育活動全体の中で清潔美化を考える。

(4) 本校の清掃活動の実態

清掃活動は教師側としての重要な教育活動の場であり、生徒側からいえば健全な社会人としての自律心、整理整頓、勤労の精神、奉仕、公德心、自主的な生活態度を養う教育活動実践の場である。

Ⅳ 実習生への指導上の問題点

- (1) 本校に勤務する、現職の教師に学生時代に、学校保健に関する何らかの指導を受けたか、と質問をしたところ、質問した限りにおいては、誰も記憶にないとの答えであった。体育専攻の教師の場合は当然、教科保健に関しては講義を受けているが、他教科専攻の場合は意識の中に学校保健はないようである。教育実習部長より、大学教務係へ確認したところ、強いて関連あると云えるのは青年心理学と、学校教育心理学であろうとの回答であった。
- (2) 本校の教育実習部では、大学教育学部関係者と、教育実習に関する改善案を検討し、より効果的な実習をさせようとしており、近く決定版が示される予定であるが、その案の中の履習項目に「幼児・児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」というのがあり、この中で学校保健にかかわる事から学ぶのか、と期待したが、これも以前と同じ、心理学の学習のようである。しかも「履習するのが望ましい」という表現に変わり、かえって履習しない者が出るかも知れないという心配もあるという事であった。
- (3) このように、学校保健の知識を得る機会のないままに教師となって現場に入った場合、意識する、しないにかかわらず、生徒の生命、安全は云うに及ばず、先きに述べたもろもろの責任を負うことになるのである。
- (4) 学校現場での、学校保健に関する教師の意識の低さ、あるいは協力態勢の不十分さが、しばしば論議されるが、その遠因は案外この辺にあるのではないかと思える。
- (5) 今回の、教育実習生に対する学校保健の指導、を考えるにあたって、今まで筆者自身も気付かなかった問題点が露呈し、うかつであったことを反省すると同時に、実習部を通じて、主実習の学生には学校保健に関する科目を必ず履習してから、教育実習を行うよう善処をお願いしたいと考えている。

修得単位等についての条件

課程必修実習

- (1) 最低修得単位数について、実習履修手続終了時の修得総単位数が70単位以上であること。
- (2) 「教育実地研究」（教育実習事前指導）を履習していること。
- (3) 養護課程の障害児教育実習は、小学校教育実習又は中学校教育実習の終了者のみ履習できる。
注）専門科目の単位については、教育実習までに概ね、次のような単位を履修習得していることが望ましい。（P68に続く）

平成元年度 学 校

月	健康 管理 と 指 導	健康 管理 と 指 導 の 要 領
4	<p>○定期健康診断の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測、視力検査、色覚（1年） 4/10 ・ソベルクリン反応検査、反応判定 4/11・4/13 <p>・BCG接種) 4/21</p> <p>・レントゲン間撮</p> <p>・歯科検診・歯みがき指導 4/8・4/12・4/18</p> <p>・内科健診 4/24・4/27</p> <p>○心電図検査 4/17</p> <p>○健康調査 4/初</p> <p>○健康手帳配布と利用法指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時間設定し、全教官により実施、各自健康手帳に記入し、後日保健委員が学級保健簿に転記する。 ・学校医が実施。1人1本の注射器で0.1ccを皮内注入する困難さがある。本年度よりディスプレイ使用。液が3倍必要。 ・BCG接種→保護者連絡し未実施者の確認。 ・レントゲン間撮→大学保健管理センター ・歯科校医、歯科衛生師2名来校 ・男・女2ヶ所で行なう ・環境保健公社より。男女2ヶ所 ・1年生入学時調査。2、3年生健診前調査をかねる。 ・カバンに入れて毎日所持する。健康記録諸届に使用する。
5	<p>○定期健康診断の実施</p> <p>5/1 赤十字デー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内科健診 5/12 ・検 尿 5/16 6/6 <p>○教育相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脊柱、皮膚の状況、顔色等、全般的健康も診断していただく ・全校一斉に行う。検査機関より回収にくる。事前に名表記入し、提出時に未提出者をチェックして現物と共に持ち帰らせる。 ・精神科校医来校し、生徒、担任、保護者を対象にカウンセリングを行い、精神の安定改善をはかる。
6	<p>○定期健康診断の実施</p> <p>6/4～6/10 歯の衛生週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眼科検診 ・耳鼻科検診 ・聴力検査 6/26 6/27 <p>・教職員健康診断</p> <p>・レントゲン直撮</p> <p>○臨時健康診断の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市総体前健診 <p>○日本脳炎予防接種</p> <p>○定期健康診断の家庭連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全校生徒一斉に行う。同伴の看護婦により色覚異常者の再検査診断をなす ・鼻と喉頭の検査を行う ・集団検査用（5人用）で行い、2クラスで1時限必要 ・大学保健管理センターで実施し、指示管理は大学職員係の任務なり ・間撮の結果必要ある場合のみ ・4、5月に内科健診を受けているので校医と相談の上、健康調査にする可能性あり ・2年生対象、依頼状請求、自費、希望者 ・健康手帳による連絡

保 健 安 全 計 画

島根大学教育学部附属中学校

安全管理と指導	安全に関する要領	環境衛生と美化	給 食
<ul style="list-style-type: none"> ○校内安全点検と施設、備品の整備 ○学校健康センター契約手続 ○学校健康センター医療費請求手続 ○学校健康センター給付金保護者へ渡す 	<p>清掃担当教官に用紙配布し、不備箇所について記入す</p> <p>全員契約の場合は名簿不用</p> <p>毎月10日までに県教委保健体育課健康センターへ提出</p> <p>事務官より連絡を受けたのち、領収証と保護者宛文書を生徒に渡す。高額の時直接親が受取る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校環境・施設・設備の点検 ○清掃用具の点検・配分（配分数、しまい方、プリント貼布） ○教官、学級の清掃区域分担表作成、配布 ○清掃のしかた「How to 掃除」配布 ○大掃除（始業・入学式のため1年生区域を臨時に出す） 	<ul style="list-style-type: none"> ○給食計画作成 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度実施報告、会計報告 ・今年度実施予定 ・保護者連絡文書作成 ○配布 <ul style="list-style-type: none"> ・診断書提出（体質的にのめない場合） ・実施本数確認 ○牛乳・ジュース <ul style="list-style-type: none"> 牛乳・ジュース ○牛乳→大田グリコ牛乳 ○ジュース→学校給食会 ○給食従事者 事務・金津、用務員・立脇 ○給食室清掃 ○バインダー用意
<ul style="list-style-type: none"> ○医療費請求手続 ○給付金渡す ○休憩時間の安全指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続書類作成後管理職の原議を受ける ・各担任、保健委員を通じて全員に行きわたるように（休憩時間の過し方を観察する。事例を示す） 	<ul style="list-style-type: none"> ○プール施設の点検整備（体育科とタイアップして行う） ○大掃除（研究会のため別途プリントを配布） 	<ul style="list-style-type: none"> ○4/14より開始 <ul style="list-style-type: none"> 牛乳 月～金 5回 ジュース 土 1回 ○のみ具合点検 ○理由なく持続的にのめない生徒について ○担任連絡→指導 ○直接 →指導
<ul style="list-style-type: none"> ○医療費請求手続 ○給付金渡す ○プール安全指導 ○プール開き <p>氏神社神主さんによるおはらい参加</p> <p>生徒会長、各体育委員、校長、副校長他</p> <p>教官、薬剤師</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒記入の災害報告書と医師の証明による医療等状況用紙の提出により手続作業を行う ・水泳開始にあたり保護者連絡を兼ねて健康を査を行う。水泳に関する保護者責任も兼ねるので押印とシーズン終了まで保存する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○プール大掃除（体育科と……） ○学校薬剤師に連絡し指導を受ける ○プール水質検査 ○美化の日（保健委員会活動） ○大掃除のない月に、日常の清掃時間内に意識してとり組むことがらを決めて、保健委員を通じて学級におろす 	<ul style="list-style-type: none"> ○変更 2日前有効 ○インフルエンザによる学級閉鎖等突発的な変更は当日でもよい。 ○1週間以上欠席の場合給食中止し、計算し返金する。 ○のまない生徒の記入は正確に、その上で希望者があればのんでもよい。

月	健康 管 理 と 指 導	健康 管 理 と 指 導 の 要 領
7	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 ○林間学校前の健康調査及び指導 ○健康診断結果の統計と分析 ○健康手帳点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に連絡し、該当者を決めておく。内容をあらかじめ把握しておく。 ・健康調査と同時に、保護者の参加承諾の意味もあるので押印させる。 ・診断結果統計処理し、提出分は提出し、校内向けプリント等作成し伝達と意識高揚につとめる。
8	<ul style="list-style-type: none"> ○林間学校中の健康観察 8/1・8/2 8/7 鼻の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康記録用紙を準備し、係の仕事として記録させ、担任がその都度チェックする。
9	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み中の健康調査 9/1 防災の日 ○身体計測 ○臨時健康診断の実施 ○市陸上前健康診断 ○修学旅行前、新人戦前健康診断 	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期早々に全校一斉に実施し、休み中の健康、安全、定期健診による要治療の実施状況を把握する。学級保健簿に記入する。 ・身長、体重、視力を全校一斉に行う。 ・臨時健康診断を実施し、安全を期する。
10	<ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行中の健康観察 10/3～10/7 ○インフルエンザ予防接種 10/10 目の愛護デー ○近視予防指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行期間中朝、夕調査用紙担任へ（保健係） ・他市町村居住者に対しても、松江市長が責任をもつ（63年度より依頼状請求不要）
11	<ul style="list-style-type: none"> ○マラソン前の健康調査 全国火災予防運動 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査と同時に保護者の承認（責任分担）をとる。押印必要。担任、体育科の印。校地30周走で体調整える。
12	<ul style="list-style-type: none"> ○冬期の健康管理指導 ○血液検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・期末テスト中の心身の管理 ・希望調査を行い、貧血、A B O血液型判定検査を実施する。
1	<ul style="list-style-type: none"> ○身体計測 ○臨時の健康診断 ・卒業前健康診断 ○教育相談 ○かぜの調査開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・身長、体重、視力測定を行い、自己確認する ・卒業前診断で、健康状況を把握すると同時に受験願書記載にもつかう。 ・保健委員により、学級朝礼時に。記入黒板に変える。かぜ記録用紙に記入。
2	<ul style="list-style-type: none"> ○風疹予防接種 ○かぜ対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年女子全員、3年未実施者、料金無料、他市町村依頼状必要、市保健予防課より来校
3	<ul style="list-style-type: none"> ○受験生の健康管理指導 3/3 耳の日 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察し、実情に合った方法で健康保持を指導す（プリント、学年朝礼時直接話す） ・3年健診票を進学高校へ

教育実習生に対する学校保健の指導の実際と問題点

安全管理と指導	安全に関する要領	環境衛生と美化	給食
<ul style="list-style-type: none"> ○水泳安全管理指導 ○医療費請求手続 ○教官にプール管理救急法など講習 ○医療費請求手続 	<p>全教官を対象にプール消毒、検査方法、人工呼吸法など講習を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○プール水質検査 ○大掃除（長期休暇前に） ○休暇中の校舎内清掃の割当て 	<ul style="list-style-type: none"> ○牛乳、果汁給食停止 ○給食室、戸棚、かご等消毒 ○給食状況確認
<ul style="list-style-type: none"> ○プール日直者によるプール管理と水泳者の安全管理 	<p>学校薬剤師による点検。日直日誌により問題点指摘改善。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全校出校日校舎内外の清掃、草むしり 	<ul style="list-style-type: none"> ○出校日果汁給食 ○諸帳簿等整備
<ul style="list-style-type: none"> ○9月中旬水泳終了時プール管理用具点検 ○校舎内外危険箇所点検、補修 ○医療費請求手続 	<p>閉鎖のため用具、施設などの点検、清掃し、施錠する。 校舎・校地・施設・用具等安全点検。 運動会の安全指導。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大掃除（夏休み中の汚れを一掃する） ○掃除用具の配分と用具、ロッカーの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○給食開始 ○実施人数確認 ○用具の点検 ○実施方法再確認（全教官、各クラスへプリント）
<ul style="list-style-type: none"> ○医療費請求手続 ○登下校中の安全指導 ○文化祭に伴う安全指導 	<p>交通安全指導 文化祭の準備に工具を使用するため安全指導。遠足に関する計画の安全性確認と生徒への指導。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○文化祭を美しい環境で行い、意義を高めるために清掃、飾りつけ等を工夫する 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年毎の行事に伴う実施回数、発注数の確認
<ul style="list-style-type: none"> ○マラソン実施中の交通事故防止 ○医療費請求手続 	<p>マラソン実施中の医師による観察・救急処置体制の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○校地内の落葉の掃除 ○校舎内のポスター掲示物の点検、整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○持続してのまない生徒のピックアップ、担任へ指導調査依頼
<ul style="list-style-type: none"> ○医療費請求手続（以降省略） ○スチーム、火器によるやけど防止、簡単な処置法指導 ○道路凍結による登下校の安全 	<p>期末テストの暖房、換気等留意事項を指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教室換気、室内の清潔 ○大掃除（一年のほこりを落とす） 	<ul style="list-style-type: none"> ○二学期末の大掃除に合わせて給食室も整理・整とん
	<p>集会時のかせまん延防止（必要ならば全校朝礼、生徒会集会等中止さす） ヘルメット着用強調</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大掃除（附中入試にそなえ校舎内外を美しくし受検生の心をやわらげる） ○焼却炉周辺の清掃整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○教官・生徒の個々の返金、徴収額等確認、準備にかかる ○備人費確認 ○特別給食計画
<ul style="list-style-type: none"> ○業間、昼食時休憩時間の安全管理指導 	<p>寒さのため室内にこもり、エネルギーの発散が不十分、要注意。 安全点検と補修、改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒保健委員会活動花一本運動に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○給食実施状況調査と出納帳整理
<ul style="list-style-type: none"> ○年間の安全管理・指導の反省と次年度への構想 		<ul style="list-style-type: none"> ○年間の反省と次年度の計画（校舎新築も含めて） 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間反省と次年度計画 ○特別給食

○中学課程、養護課程中学部（普通教育実習）、特音課程、特体課程

- ・教育の本質及び目標に関する科目
- ・幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目
- ・教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目
- ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に関する科目
- ・教科教育法 2単位（専攻教科中等教育用）
- ・教科専門科目 16単位

6単位

V ま と め

先ず、大きな問題として、学生の履習科目について大学の関係者の御意見を伺い、筆者自身もこの件について、もう少し考えを深めて行きたい。次いで、教科実習に入ってから指導講話の50分間では、とても指導できるものではないので、資料だけでも先きに配布しておき、或る程度の予備知識をもって実習を開始し、指導講話で肉付けができるようにしたらどうかと考える。実習期間中には、生徒観察時の心身の異変、傷害等の対応の仕方を実際に行ってみる。今までは傍観者の立場でいることが多かったが、観察して考えた事と、実際同異を知ることや、処置を自分でやってみる、などのいわゆる実地訓練を多くし、教師への自覚を促したい。